## 条例の点検・見直しシート

				成年	月	∃					平成24	年6月29日	
条例の題名		三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例	公	布	i	∄					昭和32	<b>年</b> 7月27日	
条例番号		昭和32年三重県条例第36号	直	近 改	正し	∃					昭和55年	F12 <b>月</b> 25日	
所管部局課		総務部福利厚生課	電	話	番 -	号					059-224-2115		
条例の概要		三重県恩絵、退職年金、退職一時金の基礎となるべき ことを定めたものである。					·のi				条例の 類型	その他	
視点		項    目			答			村		討	内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			<sup>i</sup> は	۱,	等	に基	づくも	ので	り入	ョ支給条例』 妥当性を有 機能給与支援	している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。 			ぱし	۱,		給法				であり、妥当		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			は	١,								
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該	当なし	,							
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			· は	۱,				退職制		<b>ラ支給条例</b> 》	及び恩給法	
適法	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			該	当なし	,							
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			しは	۱,								
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			<sup>)</sup> は	١,								
有効性 効率:	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			は	١,								
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			は	١,								
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。			:  は	١,								
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。			゛は	١,			あって		止し#	と場合、目的	を達成する	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であっ て、廃止すべき規定はない。			は	, 1								
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。			は	١,								
性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			ł は	١,								
公 平	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。			<sup>5</sup> は	١,								
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			は	١,								
性	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていな い。			は	۱,								
その	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該	当なし	,							
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			は	١,								
点検・見直	改正・廃止の	理 由 県吏員職員退職諸給与支給条例及び恩給法等 づくものであり、廃止すればその目的を達成する ができない。			特	記	,	事	項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無	
直し結果	必要はない。			-							無	無	